

健康サポート薬局 取組事例集

一般社団法人 大阪府薬剤師会

（平成30年度健康サポート薬局の利活用推進事業）

◆本事例集について

本事例集は、平成30年度健康サポート薬局の利活用推進事業（患者のための薬局ビジョン推進事業）の一環として、大阪府下の健康サポート薬局に対してアンケート調査を実施し、健康サポートの取組について集計した結果を取りまとめたものです。

健康サポート薬局として実際の取組事例や留意点を取りまとめておりますので、健康サポート活動の参考としていただく他、今後健康サポート薬局を目指す薬局におかれましては、きっかけとしても活用いただければ幸いです。また、別添資料として、「健康サポート薬局の届出に係る添付書類ひながた」を付しておりますので、健康サポート薬局の届出の際にご活用ください。

目次

◆健康サポート薬局の取組内容について・・・・・・・・・・	1
◆推奨される取組について・・・・・・・・・・	3
◆行政と連携した取組について・・・・・・・・・・	4
◆難しかった取組事例について・・・・・・・・・・	5
◆健康サポート薬局の届出で苦慮した点について・・・・	6
◆健康サポート薬局になることへの意義について・・・・	7
◆効果的な周知啓発について・・・・・・・・・・	8
◆実際の取組事例について・・・・・・・・・・	9
◆おおさか健活マイレージ「アスマイル」について・・	16
◆大阪市認知症アプリについて・・・・・・・・・・	18
◆健康サポート薬局の届出に係る添付書類ひながた・・	20

◆健康サポート薬局の取組内容について

健康サポート薬局では、健康の保持増進のための様々な取組が実施されているところである。取組内容についてアンケート調査を行い、集計した結果を取りまとめた。

ア ン ケ ー ト 概 要

- ・ 調査対象：大阪府下の健康サポート薬局 116 薬局
(平成30年8月末時点)
- ・ 調査期間：平成30年10月～11月
- ・ 回答薬局数：80 薬局 (約69%)

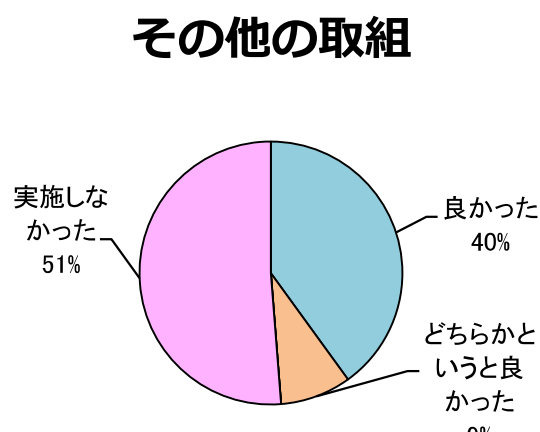
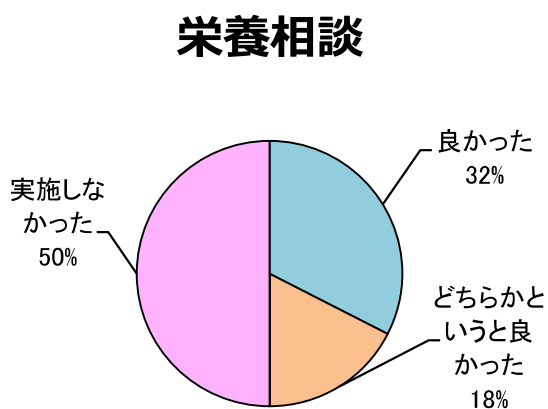
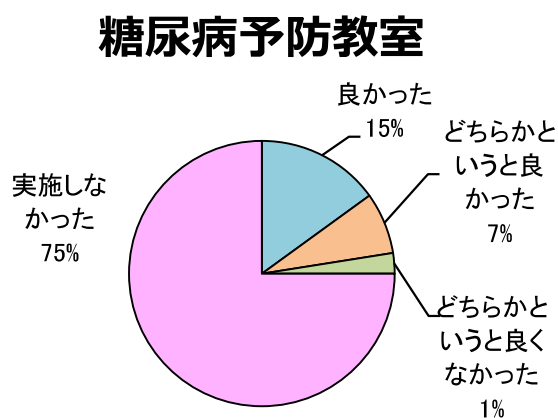
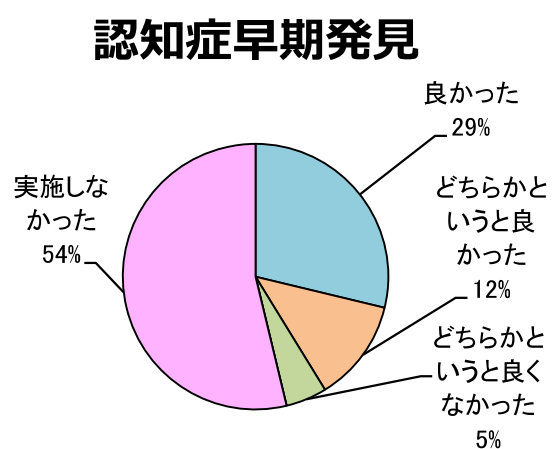
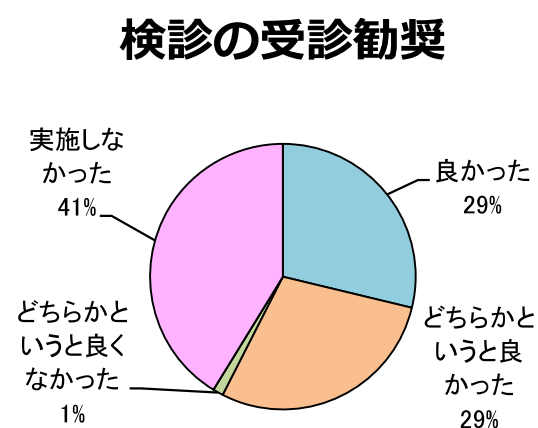
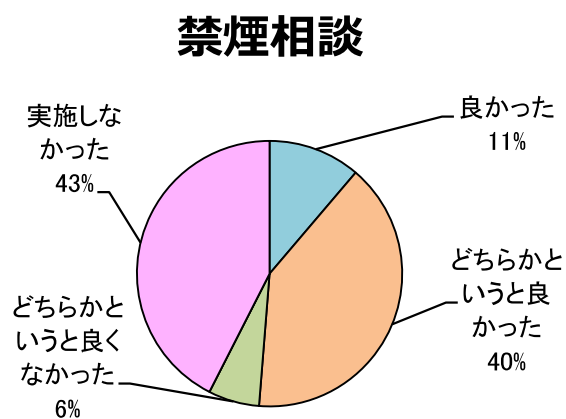
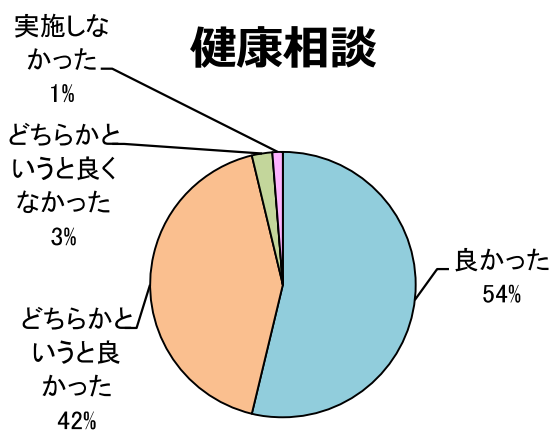
アンケートの結果、健康サポートの取組として最も回答が多かったのは「健康相談」の99%で、次いで「検診の受診勧奨」59%、「禁煙相談」57%、「栄養相談」50%、「認知症早期発見」46%と続く結果となったが、「糖尿病予防教室」に関しては25%の実施に留まった。いずれの取組についても来局者の概ね9割で反応は良好であった。

また、上記以外の取組を実施していると回答した薬局は約半数あり、乳がん、血管年齢、骨密度といった「検体測定」に関する取組、血圧手帳を活用した「高血圧予防」、「介護に関する相談」、「健康食品」に関する取組、「体操教室」など多岐にわたっていた。

その他、「便秘、不眠、疲れ目、歯、低栄養、健康長寿、インフルエンザ、骨、血圧、口腔ケア、からだづくり、スパイス、災害、歩く」など月別のテーマを決めて、毎月「健康サポート勉強会」を開催しているといった好事例の報告もあった。

そ の 他 の 取 組 例

薬局健康新聞の発行	ロコモティブシンドローム予防	
残薬	ウォーキング	こども薬剤師体験
献血サポート	CKD栄養相談（試食会）	アルコール
脂質代謝異常症予防	薬膳講座	聴覚障害者の相談



◆推奨される取組について

健康サポート薬局では様々な取組が実施されているところであるが、「健康相談」を推奨する薬局が25件と最も多く、次いで、「栄養や食事に関する相談」が14件、「認知症相談」が10件、「介護に関する相談」、「ウォーキング・運動・体操教室」が各7件、「検体測定」が5件、「検診の受診勧奨」が4件、「禁煙相談」が3件と続いた。

上記以外に、「糖尿病予防」、「ロコモティブシンドローム」、「未病・予防」といった健康寿命延伸に関わる予防の観点からの啓発活動に取り組んでいる事例も見受けられた。

健康サポート薬局において推奨される取組について

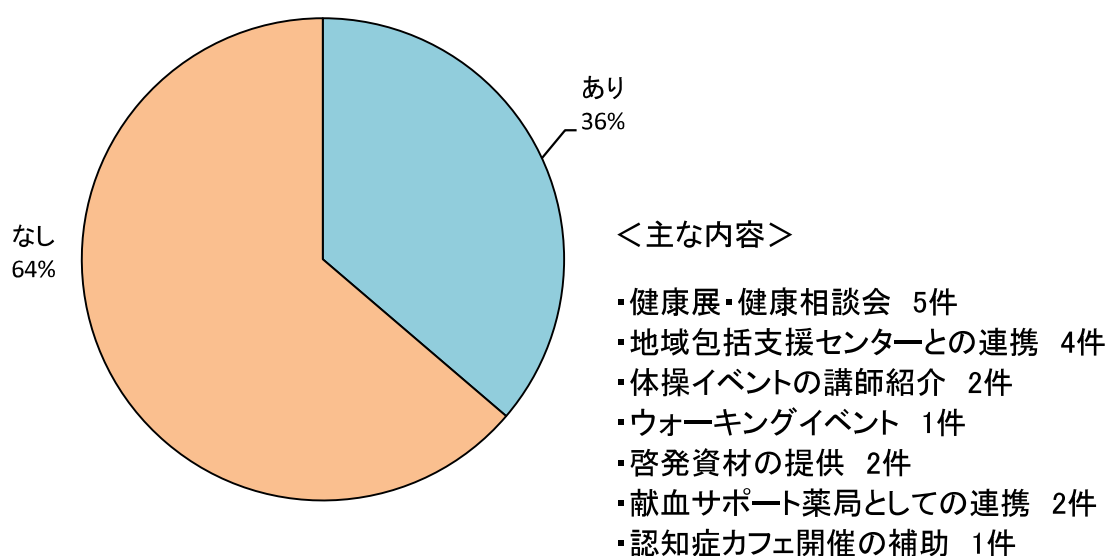
健康相談	25件
栄養や食事に関する相談	14件
認知症相談	10件
介護に関する相談（介護保険など）	7件
ウォーキング・運動・体操教室	7件
検体測定（糖尿病、脳年齢など）	5件
検診の受診勧奨（糖尿病眼科、乳がん）	4件
禁煙相談	3件
糖尿病やロコモティブシンドローム予防、 未病・予防全般、カフェイベント	各2件
熱中症、残薬、スマート・ライフ・プロジェクト、 薬局健康新聞	各1件

◆行政と連携した取組について

地域によっては、健康サポート薬局が行政と連携した取組を実施している。行政と連携した取組を実施していると回答した薬局は36%あり、最も報告が多かった取組としては、「健康展・健康相談会」の5件であり、地域包括支援センターと連携した事例が4件と続いた。

その他、体操イベントやウォーキングイベントを行政と連携して開催している事例や、健康手帳・認知症早期発見チェックシート・禁煙ポスター、糖尿病患者向け眼科受診連絡カードなどの啓発資材提供の支援を受けている事例が報告された。また、地域薬剤師会全体で献血サポート薬局として連携している事例もあった。

行政の取組と連携した企画



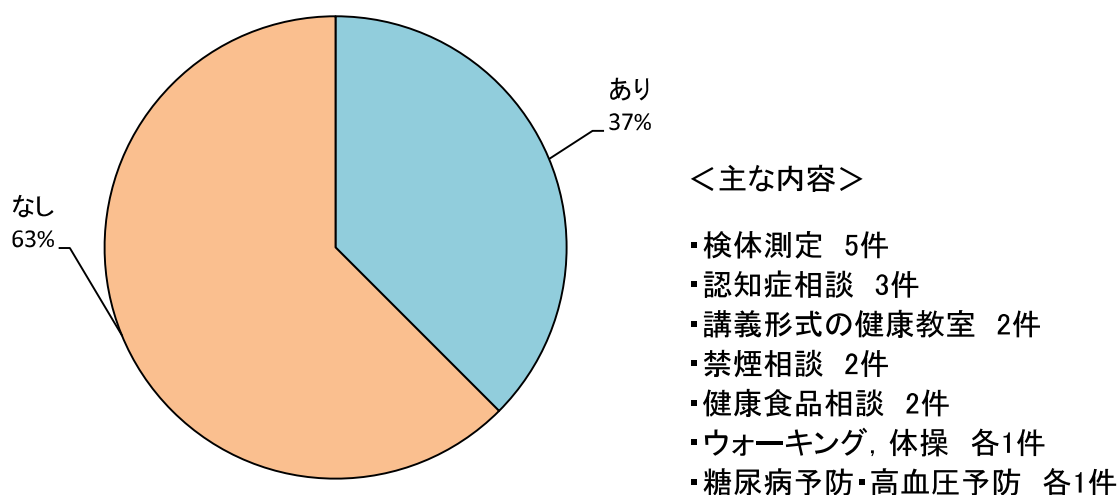
◆難しかった取組事例について

健康サポート薬局の取組の中で、取組を継続することが難しかった、または効果が芳しくなかった事例についても調査を行った。結果として、難しい事例等があると回答した薬局は全体の37%であった。

アンケート調査を通じて浮彫りになった課題は、①ハード面に関わる事項、②ソフト面に関わる事項、③来局者の関心度に関わる事項の3つに大別された。

まず①ハード面に関わる事項としては、「検体測定」における測定機器の手配やレンタル費用や「体操教室」における薬局のスペース確保といった課題が挙げられ、②ソフト面に関わる事項としては、「健康食品相談」におけるサプリメントアドバイザーの常駐が難しいといった回答があった。また、③来局者の関心度に関わる事項としては、「認知症相談」や「糖尿病予防教室」では関心を得ることが難しい、また「講義形式の健康教室」では反応がよくないといった課題が挙げられた。

難しかった取組事例について



◆健康サポート薬局の届出で苦慮した点について

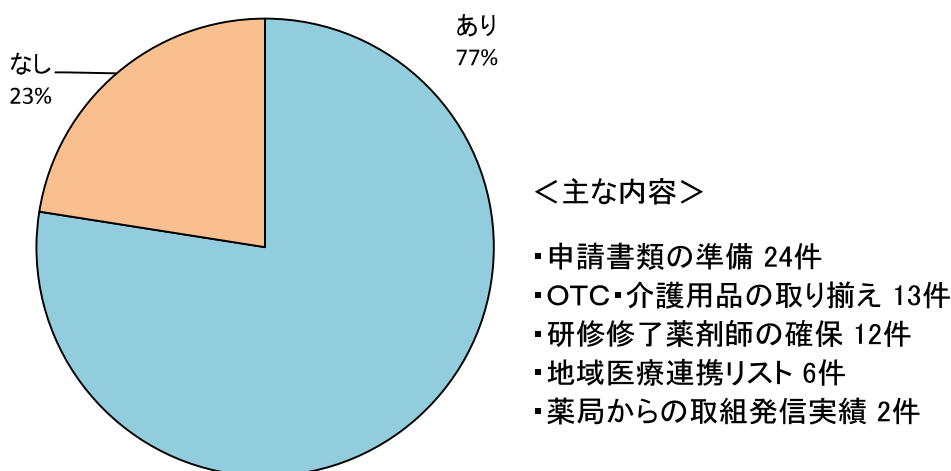
薬局開設者は、健康サポート薬局である旨の表示をする際には、あらかじめ、その薬局の所在地の都道府県知事（保健所設置市の場合は市長）にその旨を届け出なければならない。（医薬品医療機器等法第10条第2項、同法施行規則規則第16条の2）

健康サポート薬局の届出において、苦慮したと回答した薬局は全体の77%であり、大半の薬局で少なからず届出に対してハードルが高かったとの認識であった。

苦慮した点について、最も多かった回答は「申請書類の準備」24件であり、次いで「研修修了薬剤師の確保」12件、「OTC・介護用品の取り揃え」13件と続いた。その他、「地域医療連携」や「薬局における取組発信」といった回答もあった。

「申請書類の準備」に関しては、本冊子の巻末に「健康サポート薬局の届出に係る添付書類ひながた」、「健康サポート薬局に係る業務手順書」、「調剤された薬剤及び医薬品の情報提供等に関する業務手順書」を添付しているので、参考にされたい。

届出において苦慮した点があるか



◆健康サポート薬局になることへの意義について

アンケート調査を通じて、既に健康サポート薬局である薬局に対して、「健康サポート薬局になることへの意義」について意見を伺い、代表的なものについて下表にまとめたので報告する。

健康サポート薬局の意義として様々な意見が挙げられたが、「身近な相談の場」、「予防・未病」、「健康寿命の延伸」、「健康情報発信」、「在宅・介護」、「多職種連携」といった観点において、健康サポート薬局へ期待される機能が盛り込まれた結果となった。

健康サポート薬局になることへの意義（抜粋）

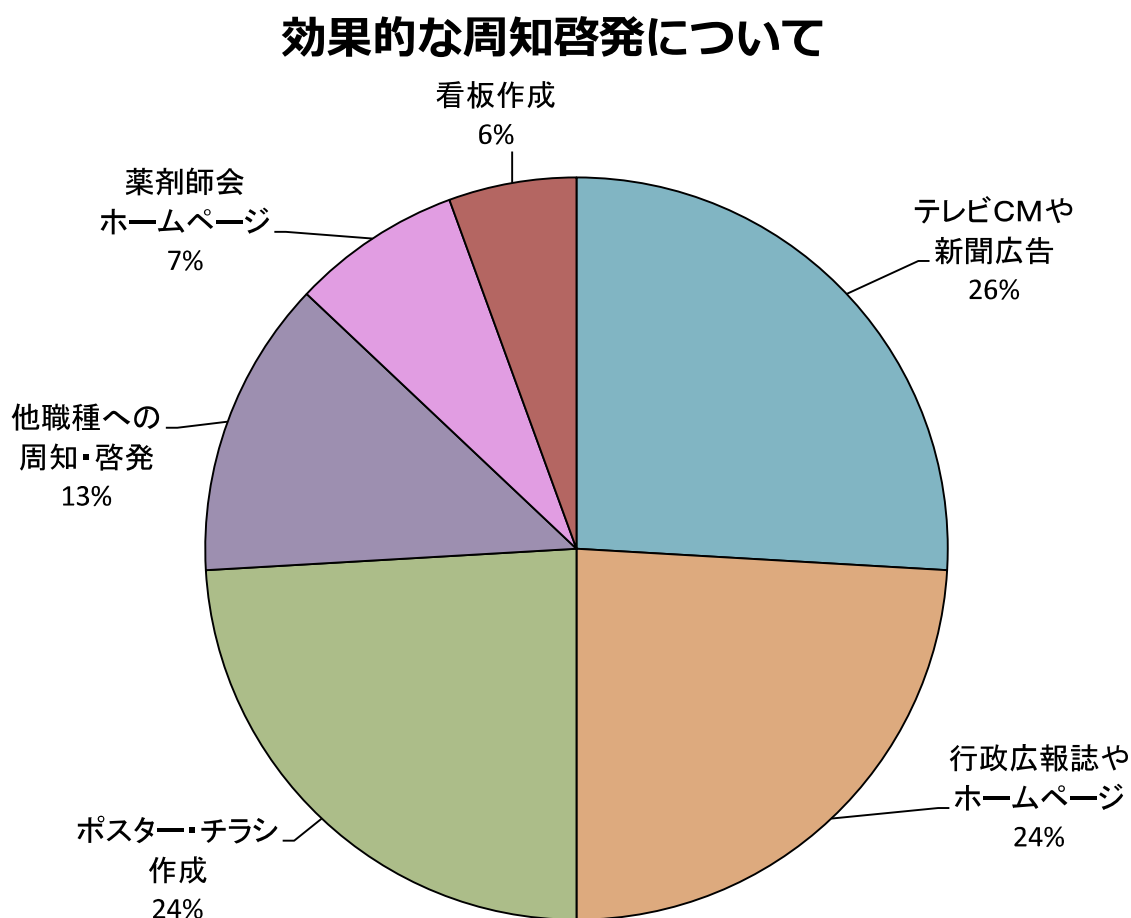
身近な相談の場	・ 地域住民が気軽に相談できる場の提供
	・ 医薬品以外にも健康に関する悩みを抱えている方は非常に多く、一番身近な相談相手として健康サポート薬局を活用してほしい
	・ 相談会を通じて処方箋を持って来ない方も増えてきて、地域密着型の薬局に近づけていると感じる
予防・未病	・ 予防医療・早期発見
	・ 健康・予防の観点から生活習慣をサポートし、健康相談の拠点となる
	・ 地域住民の健康維持のため、未病・予防、正しい健康情報の普及・啓発を推進し、そういった機能を担う健康サポート薬局は必要である
健康寿命の延伸	・ 健康寿命の延伸に向け、地域における健康サポート活動は健康意識への活性化につながるため、全薬局が健康サポート薬局になることを望む
	・ 健康相談会等を通じて、地域住民の健康意識・知識が向上し、結果として健康寿命の延伸につながると考える
健康情報発信	・ 薬局＝薬（処方箋調剤、ＯＴＣ）といった病気の際に利用するイメージを刷新し、「健康」をテーマに生活習慣に関わるあらゆる情報を発信する場所として「健康サポート薬局」を目指す
在宅・介護	・ 介護用品や衛生用品の知識が増え、患者の要望に応える機会が増えた
	・ 地域活動に積極的に参画することで、今まで以上に気軽に来局されるようになり、薬局内のみならず在宅における相談も増加した
多職種連携	・ 健康サポート薬局に相談すれば、他職種等につないでもらえる、役に立つ知識を教えてもらえるなど、幅広いニーズに応えるため、人材と組織づくりが必要である
	・ 健康サポート薬局を通じて、他職種と連携する機会が増え、薬局薬剤師の仕事が調剤から患者の体調管理や生活状況の確認などにシフトしつつある

◆効果的な周知啓発について

地域住民に対して、健康サポート薬局の認知度を上げるための効果的な周知啓発方法について意見を伺った。

結果として、「テレビCMや新聞広告」による周知・啓発が26%と最も多く、ついで「行政の広報誌やホームページ」や「ポスター・チラシ作成」による周知・啓発が24%、「他職種」への周知・啓発が13%、「薬剤師会ホームページ」による周知・啓発が7%、「看板作成」による周知・啓発が6%であった。

大阪府薬剤師会においても、大阪府等と連携して、今後ホームページによる周知を進めていく予定である。



◆実際の取組事例①（堺市の薬局よりご提供）

年の初めは健康始め
自分の体を見直そう

睡眠 食事 運動

日時 1月26日 午後2時より
場所 まるおか薬局
参加者 10名まで お申込みください

さあ春だ!!

元気な骨は運動と食事から

日時 3月30日 午後2時より
場所 まるおか薬局
参加者 10名まで お申込みください

サポート講習会

血圧のお勉強をしましょう

日時 4月27日 午後2時より
場所 まるおか薬局
参加者 10名まで お申込みください

サポート講習会

**もっと元気
もっと遊べる
からだ作り!**

パーソナルトレーナー
川崎 由騎 先生

日時 6月29日 午後2時より
場所 まるおか薬局
参加者 10名まで お申込みください

サポート講習会

暑い夏をスパイスで乗り切る!!

ショウガの効果と活用術

日時 7月27日 午後2時より
場所 まるおか薬局
参加者 10名まで お申込みください

便秘のおはなし

正しい知識を持って便秘を解消しましょう!

排便メカニズム 正常な便とは?

一般的便秘症とは 大腸のはたらき ~便の形成~

日時 8月24日 14時30分より
場所 まるおか薬局
参加者 10名まで お申込みください

疲れ目のおはなし

予防とケアで疲れ目スッキリ!!

しっておきたい目のトラブル

予防とケア 疲れ目にご用心

日時 10月27日 午後2時より
場所 まるおか薬局
参加者 10名まで お申込みください

歯っ歯っ歯っ歯っ

笑って過ごす歯のはなし

歯の管理は全身の健康づくり!

実は危険!? 老人の低栄養

あなたは大丈夫? 低栄養の予防とケア

森永製菓 保健士 山田美奈子先生

日時 11月24日 午後2時より
場所 まるおか薬局
参加者 10名まで お申込みください

健康長寿のおはなし

気づいたときがはじめてき
簡単エクササイズ

暖房器具がもたらす健康トラブル

日時 12月22日 午後2時より
場所 まるおか薬局
参加者 10名まで お申込みください

◆実際の取組事例①（堺市の薬局よりご提供）

不眠の おはなし

正しい知識を持って不眠を解消しましょう！

睡眠の種類

快眠のために

不眠症のお薬

不眠の原因



日時 9月28日 午後2時より

場所 まるおか薬局

参加者 10名まで お申込みください

まるおか薬局の豆知識

9月編

不眠はいろんな病気の原因に
相談して下さい

● あなたの不眠の症状はどのタイプ？

不眠の症状は、主に4つのタイプに分けることができます。1つだけのこともあれば、複数のタイプを伴っている場合も多くあります。タイプによって対処法や治療方法が異なるので、まずは、あなたの不眠の症状がどのタイプなのかを知っておきましょう。

入眠障害（なかなか寝つけない）

床に入って寝つくまでに、30分～1時間以上かかるタイプ。精神的な問題、不安や緊張が強いときなどにおこりやすいといわれています。



中途覚醒（夜中によく目が覚める）

睡眠中に何度も目が覚めたり、一度起きたあとなかなか寝つけないタイプ。日本の成人の方では、不眠の訴えの中で最も多く（15～27%）、中高年でより頻度が高いといわれています。

早朝覚醒（朝早く目が覚める）

朝、予定時間より2時間以上前に目が覚めてしまい、その後眠れなくなってしまうタイプ。高齢者に多く見られます。



熟眠障害（ぐっすり眠った感じがしない）

睡眠時間を十分にとったのに、熟眠感が得られないタイプ。ほかのタイプの不眠症を伴っている場合も多くあります。

押さえておこう！ インフルエンザ 花粉症対策



日時 2月23日 午後2時より

場所 まるおか薬局

参加者 10名まで お申込みください

まるおか薬局の豆知識

2月編

免疫機能を整えて、花粉症に負けない体づくり

花粉症は、許容量を超える花粉に体がさらされると、免疫の機能が花粉を有害なものと認識して、くしゃみや鼻水などで花粉を体外に出そうとするアレルギー反応のひとつです。症状の緩和には免疫機能を安定させることも大切。免疫機能は自立神経やホルモンの働きとも影響しあっているため、免疫機能を促進させたり自立神経を整えることが花粉症対策の近道です。今は症状がない人も、免疫機能や自立神経を整えて花粉症を予防しましょう。

窓 窓の下は花粉がたまりやすい場所。最初に拭き掃除してから掃除機をゆっくりと丁寧にかけましょう



網戸 網戸の目に花粉が大量に付着している可能性が。掃除機をかけ、濡らした雑巾 2枚で両面をはさみながら拭き上げます。

カーテン 意外に花粉が付着しているがカーテンです。カーテンはこまめに洗濯を。洗えないときは裾部分だけでも掃除機を。

排気口 外気とともに花粉が排気口から室内へ。それだけに排気口は花粉がたまりやすい場所。排気口のフィルターはこまめに交換。

◆実際の取組事例①（堺市の薬局よりご提供）

サポート講習会

口腔ケアを お勉強 しましょう！

知っていますか？

口腔内細菌が引き起こす怖い病気…
心筋梗塞や動脈硬化、糖尿病などなど
他にもまだまだあるんです。
正しい口腔ケアをマスターして健康な
生活を送りましょう。



日時 5月25日 午後2時より
場所 まるおか薬局
参加者 10名まで お申込みください

口腔ケアとは

歯と口のケアは、むし歯や歯周病予防のためだけでなく、全身の健康を守るためにとても大切です。

口腔ケアを必要としている人は、身体機能の低下に加え、多くの場合摂食・嚥下障害など何らかの口腔機能の低下がみられ、器質面だけでなく機能面からのケアが欠かせません。口腔ケアは、口腔内の歯や粘膜、舌などの汚れを取り除く器質的口腔ケアと口腔機能の維持・回復を目的とした機能的口腔ケアから成り立っています。この2つが、うまく組み合わせられることで、口腔ケアの効果がさらに高まります。

口腔ケアの目的

1. むし歯、歯周病の予防
2. 口臭の予防
3. 味覚の改善
4. 唾液分泌の促進
5. 全身疾患の予防
6. 誤嚥性肺炎の予防
7. 会話などのコミュニケーションの改善
8. 生活のリズムを整える
9. 口腔機能の維持・回復につながる



サポート講習会

一週間の貯えを 地震・台風に備えよう！



日時 8月31日 午後2時より
場所 まるおか薬局
参加者 10名まで お申込みください

まるおか薬局の豆知識 8月編

発生してからではもう遅い！

事前の心構えをしっかりと

いつもお薬手帳を携帯してください

災害・事故・急病・入院時に適切な処置が
速やかに受けられます。
出張や旅行にも持って行きましょう。



一週間の備蓄をしましょう

公的な支援物資はすぐに届くとは限り
ません。コンビニなどのお店にも人が殺
到し、商品がすぐ無くなる可能性もあり
ます。

家族会議をしましょう

いざという時あわてないためにも、普段
から連絡方法や避難場所を確認してお
きましょう。

災害はいつか自分の身の回りに起こるかもしれないことです。ですので、防災グッズや心構え、そして災害が起こった時のための避難訓練など、しっかりと準備しておくようにしましょう。

◆実際の取組事例①（堺市の薬局よりご提供）

サポート講習会

歩く



日時 9月28日 午後2時より

場所 まるおか薬局

参加者 10名まで お申込みください

まるおか薬局の豆知識

9月編

“歩く”がもたらす、こんないいこと

気分スッキリ

歩いて体を動かすと、運動をつかさどる交感神経が働き、休息をつかさどる副交感神経もバランスをとろうと活発に働きます。それにより自律神経が整いストレスが解消され、気分がスッキリ。

糖尿病予防や血糖値コントロール

歩くことで血中のブドウ糖が消費され、血糖値が低下。長く続けていると、ブドウ糖の量を調節するインスリンの働きが効きやすい体質になり、糖尿病の予防・改善に。

高血圧の予防や血圧の低下

歩く運動はHDLコレステロールの量を増やし、高血圧を引き起こす動脈硬化を予防。血液の循環がよくなり、血圧降下も期待できます。

脳を活性化

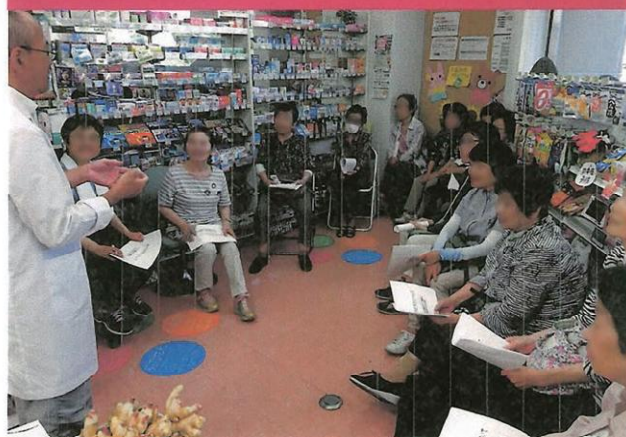
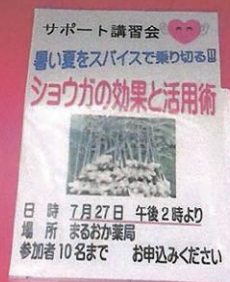
歩く運動は、筋肉、腱、関節などにある感覚器を刺激し、脳を活性化させます。戸外を歩けば景色や音などの新しい情報が目や耳に入って、脳を刺激。

秋らしい涼しい日が増え始めました。運動をするには最適な季節です。運動は時々行うのではなく習慣化し、継続してこそ高い効果が得られます。そのためには、日常生活に取り入れやすい運動を選びましょう。

今月のイベント



今月のイベント



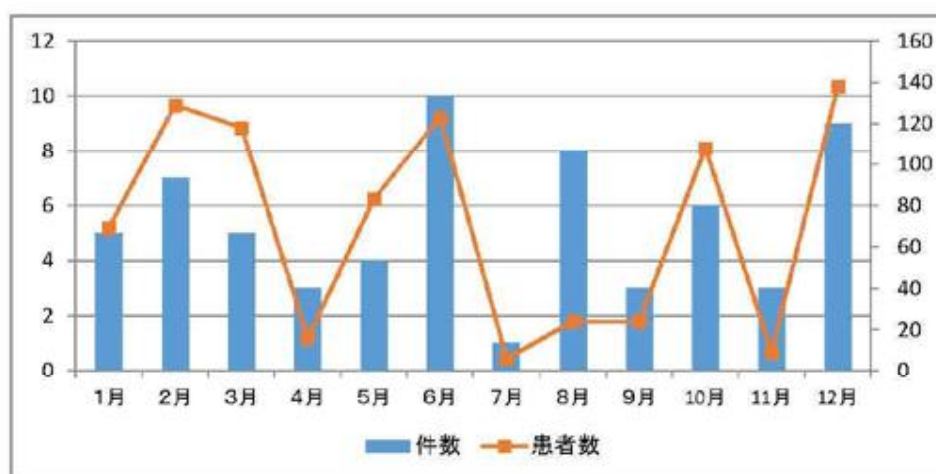
◆実際の取組事例②（松原市の薬局よりご提供）

■ 食中毒とは

一般には「食あたり」ともいいますが、食べたものが原因で、発熱・吐き気・おう吐・下痢・腹痛などの中毒症状を起こすことを言います。
その原因は、細菌・ウイルスによるもの、化学物質によるもの、動植物の自然毒によるものがあります。

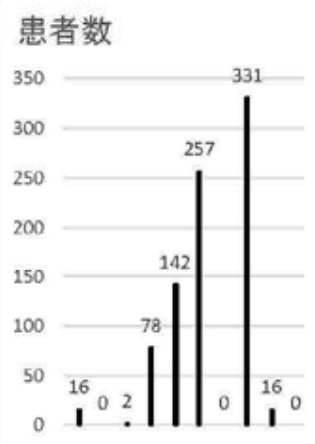
（１）平成29年 大阪府食中毒発生状況

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	総数
件数	5	7	5	3	4	10	1	8	3	6	3	9	64
患者数	69	129	118	16	83	123	6	24	24	108	9	138	847



（２）原因物質別発生状況

総数	原因物質	63件	842人
細菌	サルモネラ属菌	2	16
	ブドウ球菌	0	0
	腸管出血性大腸菌	1	2
	その他の病原大腸菌	2	78
	ウエルシュ菌	3	142
	カンピロバクター	36	257
	複合汚染	0	0
ウイルス	ノロウイルス	11	331
寄生虫	クドア、アニサキス	8	16
化学物質	化学物質	0	0
自然毒	植物性自然毒	0	0
	動物性自然毒	0	0



★ 食中毒菌の増えるスピードって？

食中毒菌は温度・湿度・栄養が好適であれば、速い菌で10分で1回分裂します

1時間後 ⇒ 2時間後 ⇒ 3時間後 ⇒ 4時間後 ⇒ 5時間後
1個が 64個 4096個 26万個 1680万個 10億個

◆実際の取組事例②（松原市の薬局よりご提供）

■食中毒の原因物質と症状

原因物質の種類	主な症状	原因となる主な食品	細菌の特徴
サルモネラ菌	発熱、腹痛、嘔吐、 激しい下痢	加熱処理が行われていない 食品、食肉、卵	潜伏期間は通常12～24時間。熱に弱い。
カンピロバクター	発熱、腹痛、下痢、 倦怠感	加熱処理が行われていない 食品	潜伏期間は通常2～7日。乾燥には弱い が10度以下の環境では長時間生存。
ウエルシュ菌	腹痛、下痢	カレー、シチューなど作り置 いた料理	潜伏期間は8～20時間。熱に強く、一件当 たりの患者数が多い。
黄色ブドウ球菌	腹痛、下痢、 激しい吐き気	生菓子、弁当、おにぎりなど	潜伏期間通常1～6時間。菌は熱に弱い が、毒素は100度で30分間加熱に耐える。
腸管出血性大腸菌	発熱、腹痛、下痢、 血便	加熱処理が行われていない 食品、食肉	潜伏期間は通常3～5日。感染力が非常に 強いが熱には弱い。
ノロウイルス	嘔吐、激しい下痢、 腹痛	加熱処理が行われていない ウイルスを含む二枚貝	潜伏期間は23～48時間。経口感染だけで なく、乾燥するとウイルスが空気中を漂い空 気感染も引き起こす。

■食中毒を予防するには…？

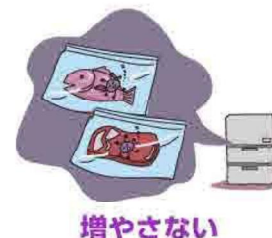
1.「つけない」…洗う・分ける

食中毒の原因菌やウイルスを食べ物につけないよう、こまめに手を洗いましょう。包丁やまな板など、肉や魚などを扱った調理器具は使用すごに洗剤で洗い、できるだけ殺菌するようにします。また、肉や魚の汁が他の食品に付着しないよう、保存や調理時に注意が必要です。



2.「増やさない」…低温で保存する

細菌の多くは10℃以下で増殖のペースがゆっくりとなり、マイナス15℃以下で増殖が停止します。肉や魚、野菜などの生鮮食品は購入後、すみやかに冷蔵庫に入れてください。また、庫内の温度上昇を防ぐため、冷蔵庫のドアを頻繁に開けることや食品の詰め込み過ぎはやめましょう。



3.「やっつける」…加熱・殺菌処理

ほとんどの細菌やウイルスは加熱によって死滅するので、しっかり加熱して食べましょう。また、肉や魚、卵などを扱った調理器具は洗って熱湯をかけるか台所用殺菌剤を使って殺菌しましょう。



◆実際の取組事例②（松原市の薬局よりご提供）

知っているようで
知らない！？

インフルエンザについて知ろう



毎年のインフルエンザの感染者数は約 1,000 万人います。（厚生労働省より）そのうちの約 1 万人の死亡例も出ています。インフルエンザについてしっかり知識を身付けて注意しておくことが大切です！！

★インフルエンザって何？

インフルエンザは、ウイルスによって発症する病気です。このウイルスは大きく分けると A 型、B 型、C 型の 3 つに分類できます。このうち季節性のインフルエンザとして流行しているのは A 型と B 型です。

★どうやって感染するの？

感染の仕方は飛沫感染と接触感染が多い。

飛沫感染とは、感染者が咳をする事で飛んだウイルスを別の人が吸い込むことで起こり

接触感染とは感染者が咳をした時に手に付いたウイルスをそのままドアノブなどに触れ、そこを別の人が触れる事で起こります。

★どんな症状が出るの？

	インフルエンザ	風邪
発症時期	12月から発症 1～3月がピーク	1年を通して発症
症状	全身症状 筋肉痛、関節痛、 頭痛、さむけ	局所症状 鼻水、のどの痛み くしゃみ
発熱	高熱	微熱

★インフルエンザのおくすりは？

飲み薬、吸入薬、注射薬があります。これらの薬は発症後 48 時間以内に服用しないと効果が現れないものも…。しかし、インフルエンザ検査は発熱してから大体 12 時間～24 時間後に陽性が陰性かの判定ができるためあまり早く病院に行ってしまうと検査ができません。インフルエンザと感じて 12 時間～24 時間待ってから病院に行くことをお勧めします。

★おくすりによる異常行動

インフルエンザ薬の副作用に異常行動があります。10 歳前後の子どもが特に起こりやすく、異常行動の 80%以上が睡眠中・覚醒直後に発生しています。もしものことが起こらないように保護者の方ではできるだけ目を離さないようにしてください。もしも飛び降りようとしたり、興奮状態に陥ったりなどといった異常行動が見られたらしっかりと抱きしめて落ち着かせてあげてください。落ち着いたらすぐ医師に診てもらいましょう。

★インフルエンザの予防

マスク、手洗い、うがいは必須です！！

さらに！空気が乾燥するとインフルエンザにかかりやすくなります。湿度を 50～60%に保つことや部屋の換気をすることも大切です。



普段の食事でもインフルエンザに打ち勝つ身体づくりとしてとても重要なことです。

ビタミン C、D は免疫力を上げてくれます。しかし！ビタミンだけ摂っていても、インフルエンザは予防できません。免疫力を高めるためには免疫細胞の原料であるタンパク質をしっかり摂ることが大切です。インフルエンザ予防に良い食べ物は他にヨーグルト、にんにく、玉ねぎ、納豆や山芋などがあります。

～ワクチンについて～ ピーク



※ワクチンは健康保険が適応外です。原則自己負担となり費用は医療機関によって異なります。

インフルエンザは感染してから予防接種を打っても効果は得られません。また、ワクチンの効果が出るまでに 2 週間程度を要することから、毎年 12 月中旬までにワクチン接種を終えることが望ましいとされています。

幼児や赤ちゃんは 1 回の予防接種だけでは十分な免疫力が構築されないことから、2 回に分けて予防接種を行います。日数間隔をあけて 2 回接種するため計画的に接種しなければなりません。

平成 29 年度についてはワクチン供給量の不足のため 13 歳以上は医師が特に必要と認める場合を除き「1 回接種」となっています。

★学校は何日休む必要があるの？

「発症した後、5 日間を経過し、かつ、解熱した後 2 日間経過するまで」

（学校保健安全法より）

という決まりがあります。いくら熱が早く下がって 2 日間たっても体の中にはウイルスがまだいるので 5 日間はしっかり休まなければなりません。その間はおうちで水分をしっかりと取り安静にし、消化にいい物を食べましょう。

◆おおさか健活マイレージ「アスマイル」

おおさか健活マイレージ アスマイルとは、大阪府健康づくり支援プラットフォーム整備等事業における、府民向けサービスの名称です。

このサービスは、18歳以上の府内在住の方なら誰でも参加でき、専用スマートフォンアプリ「アスマイル」をダウンロードしていただくことで、ウォーキングや特定健診の受診、健康イベントへの参加などの健康行動を行った結果にポイントを付与し、一定のポイントが貯まると、抽選に参加できたり、電子マネーなどの特典と交換できる仕組みです。なお、専用スマートフォンアプリを利用できない方は、専用歩数計を購入することで参加いただくことが可能です。



大阪府

電子マネーやクーポンが当たる

大阪府のおトクな健康アプリ

おおさか健活マイレージ

アスマイル

2019年1月21日スタート!

大阪市・門真市・岬町
先行リリース!

*2019年10月 全市町村でサービス開始





※画面は開発中のイメージになります。

「アスマイル」とは、大阪府民の健康をサポートするアプリ。健康活動を記録することで健康管理だけでなく、ポイントが貯まって電子マネーが当たるなど、うれしい機能付き。ぜひご参加ください!

まずはアスマイルアプリをダウンロード

健康活動を記録する

- 歩く
- 体重・血圧を計る
- 朝食を食べる
- 歯を磨く
- 目標を宣言する

健康活動ごとにポイントが貯まる!!

- 特定健診を受ける
- 健康コンテンツを読む
- 健康イベントに参加する
- 健康アンケートに答える

ポイントが貯まると

毎週抽選で当たる*

毎月抽選で当たる

クーポンや電子マネーに交換できる

たのしくおトくに健康が続く!

スマホがなくても大丈夫です!

詳しくはウラ面へ



専用歩数計(有料)をお申し込みいただくとスマホがなくてもご参加できます。

※先行リリース時は、門真市、岬町にお住まいの方のみ歩数計での参加を受付けます。

※毎週の抽選は、スマホユーザーの参加者のみ対象です。

◆おおさか健活マイレージ「アスマイル」

毎日の健康活動でポイントが貯まる！

アスマイルを始める 500ポイント / 初回のみ
ログインする 50ポイント / 毎日1回
友達を紹介する 500ポイント / 随時

けんしんを受ける 1000ポイント / 年1回

がん検診や人間ドックなどの各種健(検)診の受診状況や受診結果を記録するとポイントが付与されます。

歩く 300ポイント / 毎日1回

スマホまたは専用歩数計を持って歩くと、自動計算・記録がされます。毎日1回、歩いた歩数に応じて、ポイントが付与されます。

イベントに参加する 100-500ポイント / 随時

トップページのタイムライン上に、ポイントの対象となるイベント情報が配信されますので、ぜひご参加ください。ポイント付与数については、各イベント情報の内容をご確認ください。

健康記録をつける 50ポイント / 毎日1回

体重・食事・睡眠など

健康記録を入力すると、1日に1回ポイントが付与されます。



歯を磨く

50ポイント / 毎日1回

歯磨き後、「歯磨きをした」にチェックをすると、1日に1回50ポイントが付与されます。



健康コンテンツを読む 50ポイント / 1日(月~金)

トップページのタイムラインに配信される健康情報をご覧ください。当日配信分のコンテンツに限り、「読了ボタン」を押すとポイントが付与されます。



アンケートに答える 200ポイント / 随時

トップページのタイムライン上に配信されるアンケートに回答すると、その都度ポイントが付与されます。(※登録時のアンケートのみ参加ポイントとして500ポイント付与されます。)



目標を宣言する 200ポイント / 毎月1回

毎月1回、項目ごとにご自身で目標を設定して頂けます。目標を設定すると、ポイントが付与されます。



市町村国民健康保険加入者限定！

特定健診を受ける 2000ポイント / 初回のみ

1000ポイント / 健診(年1回)

市町村国民健康保険の加入者は、特定健診を受診するとポイントが付与されます。



貯まったポイントでおトクがたくさん！

**毎週当たる！
週トク抽選**



1000ポイント以上 / 週

毎週1回、貯まったポイントを使って抽選に参加ができます。コンビニでコーヒーやスムージーと交換できるクーポンが当たります。

**毎月当たる！
月トク抽選**



5000ポイント以上 / 月

毎月1回、貯まったポイントを使って抽選に参加できます。抽選に当たると、電子マネーやQUOカードとの交換や大阪府がん対策基金への寄付が選べます。

**市町村国民健康保険
加入者限定**

限定のおトク

週トク抽選・月トク抽選のほか、市町村国民健康保険加入者は、特定健診受診で電子マネーなどに交換か、大阪府がん対策基金への寄付が選べます。

ご注意

※週トク抽選はスマホユーザーのみ対象です。
 ※電子マネーに交換できるのは、市町村国民健康保険加入者および月トク抽選の当選者となります。
 ※抽選は先行リリース時は2019年6月までとなり、全市町村でサービス開始後(10月以降)に再開します。

参加資格 | 大阪府在住の18才以上の方(大阪府内の市町村に住民登録がある方)

ご参加方法 スマートフォン用アプリのダウンロード、または専用の歩数計の2種類があります。

スマホをお持ちの方

アスマイルアプリをダウンロード！

1 アスマイルの公式ホームページにアクセスします。

2 アスマイルアプリをダウンロードしてください。

3 アプリを起動し、参加登録をしてください。

4 健康活動でポイントが貯まります。



スマホをお持ちでない方

※先行リリース時は、門真市、堺市にお住まいの方のみ歩数計での参加を受け付けます。

専用歩数計(有料)のお申し込みで参加OK！

※歩数計のみで参加される場合は、取得できるポイント項目に制限があります。

1 申込用紙に必要事項を記入してください。

申込書用紙は、WEBサイトからダウンロードしていただくか、対象自治体の窓口などに設置しています。(対象：門真市、堺市)

2 専用の歩数計が着払いで届きます。

料金は2,700円(税込み・送料含む)です。
お届け時にお支払いください。

3 専用リーダーにかざすと、歩数が記録されポイントが貯まります。

専用リーダーは対象自治体の窓口の他、ローソン(Loppi端末)に設置しています。詳細はお問い合わせください。



※本事業内容は先行リリース時におけるものであり、全市町村におけるサービス実施時において変更される場合があります。*特典への交換は予算の範囲内で行います。

お問い合わせ

おおさか健活マイレージ アスマイル事務局
 ☎06-6131-5804 受付時間/9:00~17:00(12/29~1/3除く)

詳細はホームページをご覧ください。



おおさかアスマイル



検索

※2019年1月現在

◆大阪市認知症アプリ

大阪市認知症アプリ・大阪市認知症ナビ別ウィンドウで開くは、認知症の方ご自身だけでなく、ご家族、支援者にもご活用いただきやすいものとなっています。

認知症の相談窓口の周知や認知症に関する正しい知識の普及・啓発により、市民自らの認知症予防の取組みや、認知症の早期発見・早期対応を支援するとともに、アプリ利用による蓄積データの分析や、地域のイベント情報等のタイムリーな配信を行っています。

スマホで便利！認知症の情報がいつでもどこでも手に入ります。



大阪市認知症アプリ

- Osaka City Dementia Application -



スマートフォンやタブレット端末などで利用できる「認知症アプリ」をリリースしました。認知症の方ご自身だけでなく、**ご家族、支援者にもご活用いただきやすいものとなっています。**ぜひ、ダウンロードしてご利用ください。

おもな機能

 **認知症チェック**

認知症チェック

自分のできる認知症の気づきチェックリスト

「ひょっとしたら認知症かな？」
気になる始めたら自分でチェックしてみよう。
※ご家族や身近な方がチェックすることもできます。



 **イベント情報**

マイイベント

認知症サポーター養成講座
開催場所：大阪市役所
開催日：2018年▲月××日（日）

認知症医療・福祉専門職研修
開催場所：○○市庁舎
開催日：2018年▲月××日（金）

 **認知症は早期発見・早期診断が大切です**

 **プッシュ通知で必要情報をお届けします**

▼ まだまだある便利で豊富な機能 ▼

 **医療・介護のこと（認知症ケアパス）**

 **認知症予防**

 **認知症支援マップ**

 **認知症サポーター**





IOS版ダウンロード



Android版ダウンロード

【問い合わせ先】 大阪市福祉局高齢者施策部高齢福祉課（認知症施策グループ）
電話番号06-6208-8051 FAX番号06-6202-6964

◆大阪市認知症アプリ

大阪市認知症ナビを開設しました!



あなたへのお知らせ

NEW

- 2018.▲▲.××
認知症カフェを開催します
- 2018.▲▲.××
認知症サポーター養成講座を…
- 2018.▲▲.××
家族介護教室を開催します

その他のお知らせを見る **10**

 運転免許の返納について

パソコンやスマートフォンなどで利用できる「認知症ナビ(ホームページ)」を開設しました。
認知症の人やそのご家族、支援者の方への情報を掲載しています。ぜひ、ご利用ください。

 **大阪市 認知症ナビ** で検索

豊富な情報を掲載!



医療・介護のこと

認知症の状態に応じた
様々なサービスを掲載

認知症の状態に応じて、どこへ相談すればいいの、どのような支援があるのかをまとめています。

- 医療・介護のこと(認知症ケアパス)
- 知っていますか? 認知症のこと
- 早めの相談や受診が大切です
- 認知症の状態に応じたサポート



認知症支援マップ

認知症の相談窓口や
施設情報を掲載

最寄りの認知症の相談窓口や医療機関、介護・福祉施設などを現在地や種類から探すことができます。




イベント情報

身近な地域の
イベント情報を掲載

市民向けの講座や相談会、専門職向けの研修などの情報を簡単に検索できます。

イベント情報

全 34 件
並び方: 開催日 | 詳細 | 詳細 | さらには条件を絞り込む

認知症予防教室

開催場所: 大阪市役所
開催日: 2018年▲月××日(火)



認知症サポーター

認知症サポーター関連
情報を掲載

認知症サポーター養成講座やフォローアップ講座などに関する情報を掲載します。

認知症サポーター情報

- 認知症サポーターとは
- 認知症サポーター養成講座について
- 各区の認知症サポーター養成状況

健康サポート薬局の届出に係る添付書類ひながた（参考様式）

～目 次～

I かかりつけ薬局の基本的機能に関する書類

- 別添 1 省令手順書の記載が確認できる書類
- 別添 2 勤務表
- 別添 3 お薬手帳の意義、役割及び利用方法の説明又は指導のための資料
- 別添 4 かかりつけ薬剤師・薬局の意義及び役割等の説明のための資料
- 別添 5 薬局薬剤師に24時間直接相談できる連絡先電話番号等について、事前に患者等に対して説明し交付するための文書
- 別添 6 直近1年間の薬剤服用歴の記録や薬学的管理指導計画書の写し等の在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績が確認できる書類
- 別添 7 医療機関に対して情報提供する際の文書様式

II 健康サポート機能に関する書類

- 別添 8 健康サポート業務手順書の記載が確認できる書類
- 別添 9 医療機関その他の連携機関先のリスト
- 別添10 連携機関に対する紹介文書
- 別添11 地域の薬剤師会と密接な連携を取り、地域の行政機関及び医師会、歯科医師会、薬剤師会等が実施又は協力する健康の保持増進その他の各種事業等への参加実績又は参加予定が確認できる資料
- 別添12 有効な健康サポート薬局に係る研修の研修修了証及び勤務体制が確認できる資料
- 別添13 個人情報に配慮した相談窓口を設置していることが確認できる写真等の資料
- 別添14 薬局の外側に掲示予定のもの、薬局の中で掲示予定のものが確認できる資料
- 別添15 要指導医薬品等の備蓄品目を薬効群毎に分類したリスト及び衛生材料及び介護用品等の備蓄品目リスト
- 別添16 開店している営業日、開店時間を記載した文書
- 別添17 要指導医薬品等及び健康食品等に関する助言や健康に関する相談に対応した対応内容の記録の様式が確認できる資料
- 別添18 積極的な健康サポートの取組等の実績が確認できる資料
- 別添19 薬局において取組を発信していること等の実績が確認できる資料
- 別添20 国、地方自治体、関連学会等が作成する健康の保持増進に関するポスターの掲示やパンフレットの配布が確認できる資料

省令手順書の記載が確認できる書類

手順書に記載すべき項目は以下のとおり。

- 1 患者がかかりつけ薬剤師を選択でき、かかりつけ薬剤師が薬剤に関する情報提供・指導等を一元的・継続的に行うための手順
- 2 患者がかかりつけ薬剤師を選択した際、その旨及び選択した薬剤師が分かるよう薬剤服用歴に記録するための手順
- 3 患者が現在受診している医療機関を全て把握するための手順（薬剤服用歴等への記載手順を含む）
- 4 患者に使用された医薬品・服用している医薬品を一元的・継続的に把握するための手順（薬剤服用歴等への記載手順を含む）
- 5 患者に対する残薬確認、残薬解消、残薬発生の原因聴取とその対処に関する手順（薬剤服用歴等への記載手順を含む）
- 6 毎回、患者に服薬状況や体調変化を確認し、新たな情報や薬剤服用歴の記録を参照した上で、必要に応じて確認・指導内容を見直し、患者の理解度等に応じて薬剤に関する情報提供・指導等を実施するための手順（薬剤服用歴等への記載手順を含む）
- 7 患者へお薬手帳の意義及び役割等を説明し、活用を促すための手順
- 8 お薬手帳利用者に対する適切な利用方法の指導手順
- 9 お薬手帳複数冊所持者に対する手帳集約手順
- 10 薬剤師の基本的な役割の周知やかかりつけ薬剤師・薬局の意義、役割等の説明を行い、かかりつけ薬剤師・薬局を持つよう促すための手順（薬剤服用歴等への記載手順を含む）
- 11 開店時間外の電話相談等対応及びかかりつけ薬剤師を持つ患者からの電話相談等に対する当該薬剤師の対応に関する手順（薬剤服用歴等への記載手順を含む）
- 12 医療機関に対する患者の情報に基づいた疑義照会及び必要に応じて行う副作用等の情報提供、処方提案に関する手順（薬剤服用歴等への記載手順を含む）



[OKISS トップページ] → [各種書類のダウンロード] → [健康サポート薬局に係る届出について（業務手順書等）] → [①健康サポート薬局に係る業務手順書] [②調剤された薬剤及び医薬品の情報提供等に関する業務手順書]

※①健康サポート薬局に係る業務手順書の「(1)かかりつけ薬局としての基本的機能」が、上記の省令手順書に該当します。

また、[②調剤された薬剤及び医薬品の情報提供等に関する業務手順書] については、プライベートの確保等、情報提供に関する内容を追記しています。

勤 務 表

勤務薬剤師氏名	勤務日及び勤務時間		
	月	:	～ :
	火	:	～ :
	水	:	～ :
	木	:	～ :
	金	:	～ :
	土	:	～ :
	日	:	～ :
	月	:	～ :
	火	:	～ :
	水	:	～ :
	木	:	～ :
	金	:	～ :
	土	:	～ :
	日	:	～ :
	月	:	～ :
	火	:	～ :
	水	:	～ :
	木	:	～ :
	金	:	～ :
	土	:	～ :
	日	:	～ :

(注意事項)

- 1 薬局に従事する全ての薬剤師について記載すること。

お薬手帳の意義、役割及び利用方法の説明又は指導のための資料

(資料例)

おくすり手帳を持ちましょう

おくすり手帳とは？

あなたがいつ、どこで、どんなお薬を処方してもらったかを記録しておく手帳のことです。
あなたのアレルギーや副作用を記入することで、より安心してお薬を使うことができます。



おくすり手帳5つのいいこと

い 医療機関にかかる時は必ず持って行きましょう

- 薬の重複や良くない飲み合わせを未然に防止できます。
- 同じ薬による副作用の再発を防止できます。
- 薬の使用の記録があることで、より安全に薬を使用することができます。

い

言いたい事や伝えたい事を書いておきましょう

- 体調の変化や気になったこと、医師や薬剤師に相談したいことを書いておきましょう。
- 血圧・血糖値など、自分の検査値を記録しましょう。



い

一般用医薬品 (OTC 医薬品、大衆薬)・健康食品も記録して

- 思いがけない、良くない飲み合わせ・食べ合わせが見つかることがあります。

い

いつも携帯・いつも同じ場所に保管して

- 旅行先で病気になった時や災害時に避難した時、救急の時など、おくすり手帳があれば、あなたが飲んでいる薬を正確に伝えられます。
- ご家族にも、あなたがおくすり手帳を持っていることを知らせておきましょう。

い

一冊にまとめましょう

- 飲んでるすべての薬を「1冊で」記録することが大切です。病院ごとや薬局ごとに、別々のおくすり手帳を作らないようにしましょう。

地震など災害時におけるおくすり手帳の活用

東日本大震災により服用薬をなくされた患者様において、おくすり手帳を利用することで、使用状況がすぐに把握でき、限られた環境でも医療チーム間の引き継ぎをスムーズに行うことができる等その有効性が再確認されました。

おくすり手帳についてのご質問やお問い合わせは、お近くの薬局・薬剤師にどうぞ

一般社団法人
愛媛県薬剤師会
愛媛県病院薬剤師会

かかりつけ薬剤師・薬局の意義及び役割等の説明のための資料

(資料例)

かかりつけ薬剤師・薬局を持ちましょう！

〇〇薬局

～かかりつけ薬剤師・薬局の意義及び役割～

- ① あなたの薬剤服用歴や現在服用中の全ての薬剤に関する情報などを一元的かつ継続的に把握することで、次のような処方内容のチェックを受けることができます。
 - ・複数診療科を受診した場合、多剤・重複投薬や相互作用が防止されます。
 - ・薬の副作用や期待される効果の継続的な確認を受けられます。
- ② 在宅で療養する場合も、行き届いた薬学的管理及び指導が受けられます。
- ③ あなたの過去の服薬情報などを把握している薬剤師が相談に乗ってくれます。また、薬について不安なことがあれば、いつでも電話等で相談できます。
- ④ 丁寧な説明により、薬への理解が深まり、飲み忘れ、飲み残しが防止され、残薬が解消されます。

～かかりつけ薬剤師・薬局をお持ちの方へ～

次回、医療機関で処方箋の交付を受けた時はもちろん、その他お薬や健康に関する相談を受けたい場合なども、お気軽にかかりつけ薬剤師のいる薬局をご利用ください。※

(注意事項)

- 1 説明にあたっては、本資料の紙媒体又は電子媒体（タブレット画面等）を用いることができる。
- 2 1で電子媒体を用いる場合、当該画面を印刷したものを届出に添付すること。
- 3 ※の文章は、かかりつけ薬局として毎回来てもらえるような内容とすること。

薬局薬剤師に24時間直接相談できる連絡先電話番号等について、事前に患者等に対して説明し交付するための文書

(文書例)

相談連絡先について

〇〇薬局

～あなたの相談にいつでもお答えいたします～

当薬局でお渡ししたお薬のことなどでお困りのことがありましたら、お気軽に以下の連絡先までご連絡ください。あなたの「かかりつけ薬剤師」が対応いたします（時間外で対応できない時は、当薬局又は提携薬局がサポートします）。

【開店時間連絡先】

X X X - X X X X - X X X X

【開店時間外連絡先】

- ① かかりつけ薬剤師携帯電話 X X X - X X X X - X X X X
- ② 〇〇薬局 時間外連絡先 X X X - X X X X - X X X X
- ③ 提携薬局(△△薬局)連絡先 X X X - X X X X - X X X X

※開店時間：月～金 9：00～18：00、土 9：00～13：00

～緊急時の注意事項について～

- ・当薬局では、原則、開店時間以外でも調剤を受け付けますので、必要時にはお申し出ください。
- ・当薬局にて相談や調剤の対応ができない場合には、以下の提携薬局にて相談等を受け付けております。

薬局名 △△薬局

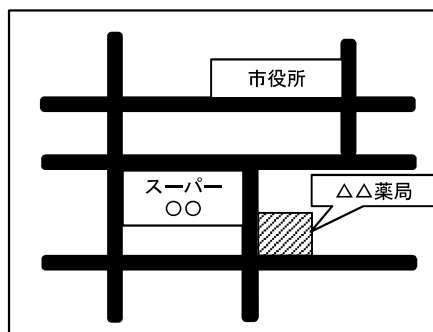
所在地

〇〇市〇〇町〇丁目〇ー〇

連絡先

X X X - X X X X - X X X X

地 図 右図参照



(注意事項)

- 1 提携薬局がない場合は、当該記載は不要。

直近 1 年間の薬剤服用歴の記録や薬学的管理指導計画書の写し等の在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績が確認できる書類

例えば、「在宅患者訪問薬剤管理指導料」の算定に係る以下のいずれかの書類の写しを添付すること。(調剤報酬を算定していなくても、薬歴簿等により確認できるもので可。個人情報に関わる事項については、黒塗りにする等配慮すること。)

- 1 医師からの「診療情報提供書」
口頭でもよいが、薬歴簿に医師より提供された情報の要点が薬歴簿に記載してあること(傷病名、症状、治療の状況、実施すべき指導内容)。
- 2 「薬学的管理指導計画書」
規定するものはないが、患者訪問する前に策定されていること(処方医の連携の上の訪問日、訪問回数の確認)。
- 3 「処方医への訪問後の提供文書」
規定するものはないが、患者訪問後は、その結果を文書で提供して残していること
- 4 薬歴簿の記載(通常の記載のほか、訪問実施日、訪問薬剤師名)。
- 5 1ヶ月に少なくとも1回の「薬学的管理指導計画書」の見直しが、処方医と連携の上行われていること(各月の計画書の提示)。

薬学的管理指導計画書 (例)			
			年 月 日作成
作成者 ○○薬局 薬剤師氏名:			
年 月 分	患者氏名	年 月 日生 (歳)	
訪問回数	2週間毎 1週間毎 1ヶ月毎 その他 () ☐ 曜日訪問		
医師からの情報	(診断名) (既往歴)		
患者の心身の特性			
注目すべき点 問題・課題など	(管理方法・副作用・ADLへの影響・相互作用等)		
今月行った主な指導内容(確認項目・指導項目)			
計画に加味すべき追加・変更項目⇒次回に反映させる。			

医療機関に対して情報提供する際の文書様式

例えば、「服薬情報等提供料」の算定に係る「服薬情報等提供料に係る情報提供書」の写しを添付する。

なお、情報提供文書には、以下の内容が含まれていること。

- ・ 患者が薬剤の用法及び用量に従って服薬しているか否かに関する状況
- ・ 服薬期間中の体調の変化等の患者の訴えに関する情報
- ・ 患者に自覚症状がある場合には、当該自覚症状が薬剤の副作用によるものか否かに関する分析結果

(別紙様式 1)

服薬情報等提供料に係る情報提供書

情報提供先医療機関名
 担当医 科 殿
 平成 年 月 日
 情報提供元保険薬局の所在地及び名称
 電 話
 (F A X)
 保険薬剤師氏名 印

患者氏名
 性別 (男・女) 生年月日 明・大・昭・平 年 月 日生 (歳) 職業
 住所
 電話番号

処方せん発行日 平成 年 月 日	調剤日 平成 年 月 日
1 処方薬剤の服薬状況 (コンプライアンス) 及びそれに対する指導に関する情報	
2 併用薬剤等 (一般用医薬品、医薬部外品、いわゆる健康食品を含む。) の有無 (有・無) ▼ 薬剤名等:	
3 患者の訴え (アレルギー、副作用と思われる症状等) に関する情報	
4 症状等に関する家族、介護者等からの情報	
5 薬剤師からみた本情報提供の必要性	
6 その他特記すべき事項 (薬剤保管状況等)	

[記載上の注意]

- 1 必要がある場合には、続紙に記載して添付すること。
- 2 わかりやすく記入すること。
- 3 必要な場合には、処方せんの写しを添付すること。
- 4 「5」については、薬剤師が情報提供の必要性を認めた場合のみ、記載すること。

健康サポート業務手順書の記載が確認できる書類

手順書に記載すべき項目は、以下のとおり。

- 1 要指導医薬品等及び健康に関する相談に適切に対応した上で、そのやり取りを通じて、必要に応じ医療機関への受診勧奨を行うための手順
- 2 健康に関する相談を受けた場合、かかりつけ医等の有無を確認し、かかりつけ医がいる場合等には、かかりつけ医等に連絡を取り、連携して相談に対応するための手順及び要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合などには、受診勧奨を適切に実施するための手順
- 3 健康の保持増進に関する相談に対し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市区町村保健センター等の行政機関、介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等の地域の連携機関を薬局利用者に紹介するための手順
- 4 上記 1～3 に基づき受診勧奨又は紹介を行う際、必要な情報を紹介先の医療機関その他の連携機関に紹介文書により提供するための手順
- 5 以下のような場合に受診勧奨するための手順
 - ・医師の診断がなされている場合に、医師の指示に従わずに受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。
 - ・かかりつけ医がいるにもかかわらず、一定期間受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。
 - ・定期健診その他必要な健診を受診していないことが判明した場合に、受診勧奨すること。
 - ・状態が悪い場合など要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合に、受診勧奨すること。
 - ・要指導医薬品等を使用した後、状態の改善が明らかでない場合に受診勧奨すること。
- 6 要指導医薬品等又は健康食品等に関する相談に対し、薬局利用者の状況や当該品目の特性を十分に踏まえた上で、専門的知識に基づき説明するための手順



[OKISS トップページ] → [各種書類のダウンロード] → [健康サポート薬局に係る届出について（業務手順書等）] → [①健康サポート薬局に係る業務手順書]

※①健康サポート薬局に係る業務手順書の「(2) 健康サポートを実施する上での地域における連携体制の構築」、「(3) 要指導医薬品等、衛生材料・介護用品等の取扱い」が、上記の健康サポート業務手順書に該当します。

医療機関その他の連携機関先のリスト

- ・①地域における医療機関、②地域包括支援センター、③介護事業所、④訪問看護ステーション、⑤健康診断・保健指導の実施機関、⑥市区町村保健センター及び⑦介護予防・日常生活支援総合事業の実施者が含まれていること。（①～⑦いずれも少なくとも1ヶ所は含むこと。あらかじめ当該施設への了解を得ておくこと。）
- ・医療機関その他の連携機関の名称、住所及び連絡先（電話番号、担当者名等）が記入できる様式であること。
- ・薬局から医療機関その他の連携機関への連絡手段、紹介方法（紹介文書の活用の希望の有無等）等を具体的に盛り込むことが望ましいこと。
- ・地域の実情に応じ、日常生活圏域（例えば中学校区）の医療機関その他の連携機関が網羅的になるよう努め、特定の医療機関その他の連携先に限定しないこと。

(リスト例)

○ 医療機関その他の連携機関先リスト

業種	No.	名称	住所	連絡先	担当者
医療機関	1	医療法人 ○○会 ○○内科医院	○○区△△ ×-×-×	06-1234-XXXX	
	2	●●クリニック	○○区△△ ×-×-×	06-1234-XXXX	
	3	△△耳鼻咽喉科	○○区△△ ×-×-×	06-1234-XXXX	
	4	医療法人 ▲▲会 ▲▲内科医院	○○区△△ ×-×-×	06-1234-XXXX	
地域包括支援センター	1	○○地域包括支援センター	○○区△△ ×-×-×	06-1234-XXXX	
介護事業所	1	●●通リケアプランセンター	○○区△△ ×-×-×	06-1234-XXXX	○○○○
	2	□□会▲▲ボシブル	○○区△△ ×-×-×	06-1234-XXXX	○○○○
	3	■●苑▲▲ケアプランセンター	○○区△△ ×-×-×	06-1234-XXXX	○○○○
	4	◇◇介護サービス	○○区△△ ×-×-×	06-1234-XXXX	○○○○
訪問看護ステーション	1	●●区医師会訪問看護ステーション	○○区△△ ×-×-×	06-1234-XXXX	
健康診断等の実施機関	1	医療法人 ○○会 ○○内科医院	○○区△△ ×-×-×	06-1234-XXXX	
	2	●●クリニック	○○区△△ ×-×-×	06-1234-XXXX	
	3	医療法人 ▲▲会 ▲▲内科医院	○○区△△ ×-×-×	06-1234-XXXX	
市町村保健センター	1	●●区保健福祉センター 保健福祉課	○○区△△ ×-×-×	福祉サービス 06-1234-XXXX 介護保険 06-1234-XXXX 保健活動 06-1234-XXXX 健康増進 06-1234-XXXX	
介護予防・日常生活支援総合事業実施者	1	未定(平成29年度より実施予定)	○○区△△ ×-×-×	06-1234-XXXX	

連携機関に対する紹介文書

医療機関その他連携機関への紹介文書様式を作成してください。

紹介文書には、以下に関する内容を記載してください。

- ①紹介先に関する情報
- ②紹介元の薬局・薬剤師に関する情報
- ③紹介文書を記載した年月日
- ④薬局利用者に関する情報
- ⑤相談内容及び相談内容に関わる使用薬剤等がある場合にはその情報
- ⑥紹介理由
- ⑦その他特筆すべき事項

(紹介文書例)

年 月 日			
(紹介先機関名称) 様			
紹介元薬局 薬 局 名 : 所 在 地 : 電話番号 : FAX 番 号 : 薬剤師名 :			
(印)			
被紹介者氏名		性 別	男 ・ 女
住 所			
電話番号		職 業	
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日 (歳)		
相談日時			
年 月 日 時 分			
薬局対応者			
相談内容			
使用薬剤等			
紹介理由			
その他			

地域の薬剤師会と密接な連携を取り、地域の行政機関及び医師会、歯科医師会、薬剤師会等が実施又は協力する健康の保持増進その他の各種事業等への参加実績又は参加予定が確認できる資料

事業の概要、参加人数、場所及び日時並びに当該薬局の薬剤師の参加内容などが分かる資料を添付して下さい。

(資料例)

健康の保持増進その他の各種事業等への参加実績（予定）について	
事業名	
開催日時	年 月 日 時 分～ 時 分
会 場	
主催、共催等	
事業概要	※イベントチラシ、写真を添付してもよい。
連携機関	
来場者数	人
薬局薬剤師の 参加内容	
備 考	

有効な健康サポート薬局に係る研修の研修修了証及び勤務体制が確認できる資料

- 1 研修修了証の写し
 - ・研修主催者から発行されたものを添付して下さい。
 - ・届出時に原本確認を行います。
- 2 勤務体制が分かる資料（雇用契約書の写し等）
 - ・開店時間中、常駐していることが分かる資料を添付して下さい。
 - ・常勤か非常勤かなどの雇用形態は問いません。

個人情報に配慮した相談窓口を設置していることが確認できる写真等の資料

パーテーション等で区切るなど、個人情報に配慮した相談窓口となっていることが分かる写真等を添付して下さい。

薬局の外側に掲示予定のもの、薬局の中で掲示予定のものが確認できる資料

1 薬局の外側に掲示予定のもの

以下の内容が含まれた掲示予定資料を添付すること。

- ・健康サポート薬局である旨（日本薬剤師会で統一マーク検討中）
- ・要指導医薬品等や健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言や健康の保持増進に関する相談を積極的に行っている旨

（掲示例）

**当薬局は、厚生労働省基準適合
「健康サポート薬局」です！**

**皆様のおくすりや健康に関する
相談にお答えします！**

2 薬局の中で掲示予定のもの

以下の内容が含まれた掲示予定資料を添付すること。

- ・薬局で実施している健康サポートの具体的な内容（例えば、日々の健康相談などの具体的な取組内容とその実施日）

（掲示例）

当薬局で行う健康サポートについて

1 実施内容

- （1）健康維持・増進、健康診断に関する相談
- （2）医薬品の成分や効能効果、副作用等に関する相談
- （3）健康食品の適正使用や医薬品との相互作用等に関する相談
- （4）食生活や飲酒による健康への影響等に関する相談
- （5）禁煙支援に関する相談
- （6）認知症支援に関する相談
- （7）感染症の予防方法等に関する相談
- （8）衛生用品や介護用品の適正使用等に関する相談
- （9）薬物乱用や化学物質の危険性等に関する相談
- （10）地域包括ケアシステム（支援センター）に関する相談
- （11）その他、健康支援に関する相談

2 実施者

薬剤師 ○○ ○○（健康サポート研修受講済み）

3 実施日時

月曜日～金曜日 9：00～18：00

土曜日 9：00～13：00

要指導医薬品等の備蓄品目を薬効群毎に分類したリスト及び衛生材料及び介護用品等の備蓄品目リスト

要指導医薬品等については、薬局利用者が自ら選択でき、基本的な薬効群※が網羅されていることが分かるよう工夫すること（基本的な薬効群以外の薬効群の医薬品については、記載不要）。また、衛生材料及び介護用品については、少なくとも1品目ずつは備蓄すること。

※基本的な薬効群：平成28年2月12日付け薬生発0212第5号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知別紙2に示す48薬効群

（要指導医薬品等リスト例）

薬効群	商品名	製造販売業者	主成分	医薬品の区分	対象年齢
かぜ薬（内用）	．．．．．	．．．．．	．．．．．	指定第二類	7歳以上
	．．．．．	．．．．．	．．．．．	指定第二類	5歳以上
	．．．．．	．．．．．	．．．．．	第二類	1歳以上
解熱鎮痛薬	．．．．．	．．．．．	．．．．．	要指導	15歳以上
	．．．．．	．．．．．	．．．．．	第一類	15歳以上
	．．．．．	．．．．．	．．．．．	指定第二類	15歳以上

（衛生材料及び介護用品等リスト例）

種 類	商品名	製造業者	サイズ等	内容量
ガーゼ	．．．．．	．．．．．	．．．．．	10枚入り
脱脂綿	．．．．．	．．．．．	．．．．．	100 g
綿棒	．．．．．	．．．．．	．．．．．	100本入り
紙おむつ（大人用）	．．．．．	．．．．．	．．．．．	50枚入り

開店している営業日、開店時間を記載した文書

営業日及び開店時間が分かる資料を添付すること。

- ・地域の実情に応じて、平日の営業日には連続して開局し、かつ、土曜日又は日曜日のいずれかの曜日には4時間以上開局していること。
- ・平日は、午前8時から午後7時までの時間帯に8時間以上開局していることが望ましいこと。

〇〇薬局の営業日及び開店時間

月曜日～金曜日 9：00～18：00

土曜日 9：00～13：00

日曜日・祝日 休業

要指導医薬品等及び健康食品等に関する助言や健康に関する相談に対応した対応内容の記録の様式が確認できる資料

薬局利用者からの要指導医薬品等及び健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言並びに健康の保持増進に関する相談に対応し、その対応内容（受診勧奨及び紹介の実施内容を含む。）を記録し、当該記録を3年間保存していること。

（記録例）

相談対応記録			
相談者氏名		性 別	男 ・ 女
住 所			
電話番号		職 業	
生年月日	明・大・昭・平	年	月 日（ 歳）
相談日時			
年 月 日 時 分			
薬局対応者			
相談内容			
使用薬剤等			
対応（回答）内容			
受診勧奨（有・無）		他機関の紹介（有・無） 紹介先（ ）	
その他			
※ 3年間保存			

積極的な健康サポートの取組等の実績が確認できる資料

取組実績の概要、参加人数、場所及び日時等が分かる資料を添付すること。

単に相談を応需するだけでなく、積極的な健康サポートの取組を実施していること。
例えば、以下のような取組が推奨されること。これらの取組は、月1回程度実施していることが望ましく、薬局内だけでなく薬局以外の場所での取組も推奨されること。

- ・薬剤師による薬の相談会の開催や禁煙相談の実施
- ・薬剤師による健診の受診勧奨や認知症早期発見につなげる取組
- ・医師や保健師と連携した糖尿病予防教室の開催
- ・管理栄養士と連携した栄養相談会の開催

(資料例)

健康サポート事業開催実績	
事業名	
開催日時	年 月 日 時 分～ 時 分
会 場	
主催、共催、 連携機関等	
事業概要	※イベントチラシ、写真を添付してもよい。
来場者数	人
備 考	

薬局において取組を発信していること等の実績が確認できる資料

以下のような取組の概要等が分かる資料（発表資料の写し等）を添付すること。

- ・地域の薬剤師会等での学術大会や勉強会での発表、地域の薬剤師会広報誌への掲載
- ・医学薬学等に関する学会への発表や学術論文の投稿
- ・健康増進に関する情報発信を目的とするホームページにおける情報発信
- ・地域の住民向け広報誌など様々な媒体を活用した情報発信

国、地方自治体、関連学会等が作成する健康の保持増進に関するポスターの掲示やパンフレットの配布が確認できる資料

薬局内でポスターの掲示、パンフレットの配布を行っていることが分かる写真を添付すること。

●●薬局 健康サポート薬局に係る業務手順書

(1) かかりつけ薬局としての基本的機能

かかりつけ薬剤師の選択

- ① 患者が、自身に対して法第9条の3による調剤された薬剤に関する情報提供及び薬学的知見に基づく指導（以下「薬剤に関する情報提供及び指導」という）等を一元的かつ継続的に行う「かかりつけ薬剤師」を選択できることとし、その患者に対しては当該薬剤師が薬剤に関する情報提供及び指導等を一元的かつ継続的に行う。
- ② 患者がかかりつけ薬剤師を選択した際には、その旨及び患者が選択した薬剤師が分かるよう薬剤服用歴に記録する。

受診している医療機関と服薬情報の把握

- ③ 患者が受診している全ての医療機関を把握するよう取り組む。
- ④ 当該患者に使用された医薬品及び服用している医薬品（要指導医薬品等を含む）を一元的かつ継続的に把握するよう取り組む。
- ⑤ ③及び④の実施に関しては、薬剤服用歴の記録に記載する。

丁寧な服薬指導と残薬管理

- ⑥ 患者又はその家族から残薬の状況を確認するよう取り組む。
残薬が確認された場合には、当該残薬の使用期限等を確認した上で、新たに調剤する当該医薬品の量を減量する等、残薬を解消するよう取り組む。その際には、残薬が生じる原因を聴取し、患者への服薬指導や医師へ疑義照会の上、薬剤の変更を行う等の対処を行うよう取り組む。
- ⑦ 毎回、患者に服薬状況、服薬期間中の体調の変化（特に重大な副作用が発現するおそれがある医薬品については、当該副作用に係る自覚症状の有無及び当該症状の状況）を確認し、新たに収集した情報を踏まえ、その都度過去の薬剤服用歴の記録を参照した上で、必要に応じて確認・指導内容を見直し、患者の理解度等に応じて薬剤に関する情報提供及び指導を実施する取り組む
なお、副作用に係る自覚症状の有無の確認に当たっては「重篤副作用疾患別対応マニュアル」等を、また重大な副作用が発現するおそれがある医薬品の指導に当たっては、「薬局におけるハイリスク薬の薬学的管理指導に関する業務ガイドライン」等を参考にするとともに、必要に応じて患者向医薬品ガイド等を活用する。
- ⑧ ⑥及び⑦の実施に関して、薬剤服用歴の記録に記載する。

お薬手帳の活用

- ⑨ お薬手帳の意義及び役割等を患者に説明するとともに、その活用を促す。
- ⑩ お薬手帳の利用者に対して、医療機関や薬局を利用する際にお薬手帳を提示すること、医薬品を服用したときに気付いた自身の体の変化等を記録すること、自身で購入した医薬品についても記入することなど、適切な利用方法を指導する。
- ⑪ 1人のお薬手帳利用者が複数のお薬手帳を所持している場合には、利用者に合わせて、利用者の意向を確認した上で、当該お薬手帳の集約に努める。

かかりつけ薬剤師・薬局の普及

- ⑫ 初回来局時に、薬剤師が調剤及び医薬品供給を行なう際の薬剤服用歴の管理、疑義照会、服薬指導、残薬管理その他の基本的な役割を周知することに加えて、かかりつけ薬剤師・薬局の意義、役割及び適切な選び方を説明した上で、患者がかかりつけ薬剤師・薬局を持つよう促す。
- ⑬ ⑫の実施に関して、薬剤服用歴の記録に記載する。

24時間対応

- ⑭ 開局時間外であっても患者からの電話相談等に対応する。
かかりつけ薬剤師を選択した患者からの電話相談等に対しては当該かかりつけ薬剤師（かかりつけ薬剤師が対応できない時間帯がある場合には当該かかりつけ薬剤師と適切に情報共有している薬剤師を含む）が対応する。これらの対応には、開局時間外に必要な応じ、調剤を行うことも含む。
- ⑮ ⑭の実施に関して、薬剤服用歴の記録に記載する。

疑義照会

- ⑯ 医療機関に対して、患者の情報に基づいて疑義照会を行い、必要な応じ、副作用その他の服薬情報の情報提供及びそれに基づく処方提案に適切に取り組む。
- ⑰ ⑯の実施に関して、薬剤服用歴の記録に記載する。

（２）健康サポートを実施する上での地域における連携体制の構築

受診勧奨

- ① 要指導医薬品等の使用に関する相談及び健康の保持増進に関する相談に適切に対応した上で、そのやり取りを通じて、必要な応じ医療機関への受診勧奨を行う。

- ② 要指導医薬品等に関する相談を含む健康の保持増進に関する相談を受けた場合は、かかりつけ医や健診を受けている医療機関の有無を確認する。かかりつけ医がいる場合や健診を受けている医療機関がある場合には、薬局利用者の了解を得た上で、かかりつけ医や健診を受けている医療機関の医師等に連絡を取り、連携して相談に対応する。特に、要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合などに、かかりつけ医と連携して状況を確認するとともに、受診勧奨を適切に実施する。

連携機関の紹介

- ③ 健康の保持増進に関する相談に対し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市区町村保健センター等の行政機関、介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等の連携機関を薬局利用者に紹介するよう取り組む。

連携機関に対する紹介文書

- ④ 受診勧奨又は紹介を行う際に、薬局利用者の同意が得られた場合には、必要な情報を紹介先の医療機関その他の連携機関に紹介文書により提供する。

(3) 要指導医薬品等、衛生材料・介護用品等の取扱い

- ① 医師の診断がなされている場合に、医師の指示に従わずに受診していないことが判明した場合に、受診勧奨する。
- ② かかりつけ医がいるにもかかわらず、一定期間受診していないことが判明した場合に、受診勧奨する。
- ③ 定期健診その他必要な健診を受診していないことが判明した場合に、受診勧奨する。
- ④ 状態が悪い場合など要指導医薬品等による対応が困難であることが疑われる場合に、受診勧奨する。
- ⑤ 要指導医薬品等を使用した後、状態の改善が明らかでない場合に、受診勧奨する。
- ⑥ 要指導医薬品等又は健康食品等に関する相談を受けた場合には、薬局利用者の状況並びに当該要指導医薬品等及び健康食品等の特性を十分に踏まえた上で、専門的知識に基づき説明する。

初版 平成〇〇年〇月〇日作成

〇版 平成〇〇年〇月〇日一部改訂

〇〇薬局における調剤された薬剤及び医薬品の情報提供等に関する業務手順書 (モデル)

手順書モデルに記載した項目はあくまでも例示ですので、各薬局におかれましては必ず全体をお目通しの上、必要な箇所に自薬局の考え方を追加するなどしてご活用ください。

1. 医薬品の採用

- ・要指導医薬品、一般用医薬品、薬局製剤及び関連商品の選定については、地域住民のニーズや季節性等を考慮し定期的に見直しを行なう。また、在庫している医薬品の薬効群に偏りの出ないように、それらの選定及び削除を適宜検討する。
- ・処方箋調剤に係る医薬品の採用に関しては、医療安全管理指針等に定めたものと併せて検討する。

2. 医薬品の購入

(1) 発注先の選定

- ・安定供給可能な医薬品卸等を選定する。

(2) 発注及び納品確認

- ・あらかじめ定めた発注手順に従い、正確な発注を行う。
- ・発注した医薬品の記録を納品時の確認（検品）に利用する。
- ・特に、一般用医薬品に関しては、類似した名称の製品や包装単位の異なる製品が数多く存在することから、発注及び納品確認の際は、取り違い等を起こさないよう十分に注意する。
- ・処方箋調剤に係る医薬品に関しては、医療安全管理指針等に定めたものと併せて実施する。

3. 陳列及び保管管理

(1) 要指導医薬品、一般用医薬品、薬局医薬品の陳列及び保管

- ・医薬品とそれ以外の物とを区別した保管管理並びに陳列を行う。
- ・要指導医薬品、第1類・第2類・第3類医薬品を混在して陳列しない。
- ・類似薬効群毎をまとめて陳列する場合も、要指導医薬品、第1類・第2類・第3類医薬品を区分ごとに陳列する。

○要指導医薬品の陳列

- ・要指導医薬品は、その陳列棚や陳列設備から1.2mの範囲（要指導医薬品陳列区画）に購入者が進入できないような措置を設ける。

○第1類医薬品の陳列

- ・第1類医薬品は、その陳列棚や陳列設備から1.2mの範囲（第1類医薬品陳列区画）に購入者が進入できないような措置を設ける。

○指定第 2 類医薬品の陳列

- ・指定第 2 類医薬品は、陳列する場所を情報提供を行う場所から 7 m 以内の範囲に陳列する。ただし鍵をかけた陳列設備に陳列した場合や第 1 類医薬品と同様に陳列設備から 1.2 m の範囲に、購入者が進入できないような措置をした場合は適用外とする。

○その他、陳列に関する事項

- ・第 2 類・第 3 類医薬品の陳列区画で空箱を利用して第 1 類医薬品の製品情報を示す場合には、空箱であることを明示するとともに、薬剤師による情報提供を受けた上で購入する必要がある旨を表示する。
- ・薬局医薬品の陳列は行わない。ただし、薬局製造販売医薬品（薬局製剤）については、消費者に対し、空箱やリスト等を利用した製品情報の提供を実施する場合がある。なお、薬局医薬品の保管等に関しては、医療安全管理指針等に定めたものと併せて実施する。
- ・直射日光の暴露や粉塵による汚染等、周囲の環境に留意し、医薬品を保管する。

(2) 医薬品の補充

- ・期限切れや商品の劣化を防ぐため定期的に点検を行い、在庫品の先入れ・先出しに努める。
- ・睡眠改善薬等の習慣性を伴う商品については大量陳列をしない。

(3) 医薬品の貯蔵・廃棄

- ・商品の特性を考慮し、適正な保管並びに廃棄等を行う。

4. 情報提供する場所（情報提供場所）（□はシーン別の例）

□ 1 カ所で全て行う場合

- ・当薬局では、①調剤室に近接、②要指導医薬品の陳列区画に近接、③第 1 類医薬品の陳列区画に近接、④指定第 2 類医薬品の陳列区画から 7 m 以内、の全てを満たす位置に情報提供場所を設置し、情報提供場所において、調剤された薬剤、要指導医薬品、一般用医薬品及び薬局医薬品の全てについての情報提供を行う。また患者等の要望によりプライベートの確保された区域において情報提供、相談業務等を行う。

□ 情報提供場所を複数設置する場合

- ・当薬局では、調剤された薬剤及び薬局医薬品に関しては、調剤室に近接した位置に情報提供場所を設置し、そこで情報提供を行う。要指導医薬品、第 1 類・第 2 類・第 3 類医薬品に関しては、①要指導医薬品の陳列区画に近接、②第 1 類医薬品の陳列区画に近接、③指定第 2 類医薬品の陳列区画から 7 m 以内、を満たす位置に情報提供場所を設置し、そこで情報提供を行う。また患者等の要望によりプライベートの確保された区域において情報提供、相談業務等を行う。

□ 複数階に情報提供場所を設置する場合

- ・当薬局では、○階以外の情報提供場所は、上記と同様の基準で各階に設置する。また患者等の要望によりプライベートの確保された区域において情報提供、相談業務等を行う。

5. 情報の提供

○調剤された薬剤及び全ての医薬品の情報提供

- ・調剤された薬剤及び全ての医薬品についての情報提供に先立ち、使用者の状況を十分に把握し、個々の使用者に即した個別的な情報提供を心掛ける。
- ・調剤された薬剤については、薬剤師が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法並びにその他関連法規に則った情報提供等を行う。
- ・薬局製剤以外の薬局医薬品の販売に際しては、「薬局医薬品の取扱いについて」（平成 26 年 3 月 18 日、薬食発 0318 第 4 号 厚生労働省医薬食品局長通知）に定められた服薬指導や添付文書の交付等を行う。
- ・要指導医薬品、薬局医薬品については、関連法規に定められた内容を薬剤師が対面で書面等を用いて情報提供するとともに、情報提供内容の理解についての確認を行う。
- ・第 1 類医薬品については、関連法規に定められた内容を薬剤師が書面等を用いて情報提供するとともに、情報提供内容の理解について確認を行う。
- ・第 2 類医薬品及び第 3 類医薬品については、薬剤師または登録販売者が必要に応じ、情報提供を行う。
- ・かかりつけ薬剤師を選択できるものとし、その患者に対しては当該薬剤師が薬剤に関する情報提供及び指導を一元的かつ継続的に行う。
- ・夜間・休日における緊急連絡先電話番号について薬袋等に記載するとともに、店頭の外側の見やすい場所に掲示する。またかかりつけ薬剤師を選択しているものに対しては当該薬剤師が対応を行う事を基本とする。

○消費者から説明が不要である旨の意思表示があった場合

- ・要指導医薬品の販売に当たっては、消費者から説明が不要である旨の意思表示があったとしても、情報の収集や提供を行う。また、情報提供等ができない場合は、要指導医薬品を販売しない。
- ・第 1 類医薬品の販売に当たっては、消費者から説明が不要である旨の意思表示があっても、当該医薬品の使用の適否を判断するために必要な情報収集は不可欠である。その結果、薬剤師が必要と判断する情報は、適切に提供する。
- ・第 2 類医薬品、第 3 類医薬品の販売に当たっても、薬剤師が必要と判断する情報は、適切に提供する。

○一般従事者から専門家への取次ぎ

- ・一般従事者は、消費者に対して、法令に定められた医薬品に関する情報提供を行わない。
- ・一般従事者が消費者から医薬品に関する質問等を受けた場合は、専門家へ

の取次ぎを行う。

○薬局における掲示

- ・法令に基づいた掲示物を店内に明示する。
- ・指定第 2 類医薬品を購入し、「当該指定第 2 類医薬品の禁忌を確認すること及び当該指定 2 類医薬品の使用について専門家に相談することを勧める旨」を情報提供設備や金銭の授受を行う場所など購入者が認識しやすい場所へ表示をする。

6. 販売時の対応

- ・薬剤師及び登録販売者は、消費者から必要な情報を収集し、要指導医薬品、一般用医薬品、薬局医薬品の適用の可否、受診勧奨の必要性等を判断する。
- ・一般用医薬品の分類に基づき、薬剤師または登録販売者により、必要に応じた情報提供がなされた後であれば、一般従事者による金銭の授受は妨げない。要指導医薬品や薬局医薬品についても同様とする。
- ・要指導医薬品の販売は、原則、使用者本人に行うこととする。なお、使用者以外の者に販売を行う場合においては、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 36 条の 5 第 2 項の「正当な理由」等について」（平成 26 年 3 月 18 日、薬食発 0318 第 6 号 厚生労働省医薬食品局長通知）に定められた事項を遵守する。
- ・薬局製剤以外の薬局医薬品の販売に際しては、受診勧奨等を含め「薬局医薬品の取扱いについて」（平成 26 年 3 月 18 日、薬食発 0318 第 4 号 厚生労働省医薬食品局長通知）に定められた事項を遵守する。
- ・薬局医薬品、要指導医薬品及び第 1 類医薬品の販売を行った場合については、法令に基づき販売記録を作成し、その販売記録を 2 年間保管する。
- ・厚生労働大臣が指定する濫用のおそれのある医薬品を販売に際しては、法令に基づいた事項を薬剤師または登録販売者が確認する。また、薬剤師または登録販売者は確認した事項を勘案し、適正な使用のため必要と認められる数量に限り、販売を行う。
- ・消費者が薬剤師、登録販売者及び一般従事者を容易に判別できるよう、法令に基づいた名札をつける。
- ・消費者が従事者を容易に判別できるよう、薬剤師、登録販売者、一般従事者の別に、当薬局で定めた着衣を着用する。
- ・調剤された薬剤に関しては、医療安全管理指針等に定めたものと併せて対応する。

7. 販売後の対応

- ・販売後の相談は、医薬品の分類に基づき、薬局医薬品、要指導医薬品及び第 1 類医薬品は薬剤師が、第 2 類・第 3 類医薬品は、薬剤師または登録販売者が対応する。また、いずれの医薬品についても相談に伴う情報提供等を行った薬剤師または登録販売者の氏名を伝達する。
- ・電話等での対応は適切に行い、必要に応じて内容を記録する。

- ・有害事象発現については、速やかな服薬中止や受診勧奨等の必要な助言を行うと共に、必要に応じて医薬品安全性情報報告書を作成し、厚生労働省（医薬品医療機器総合機構）へ報告する。また、当該医薬品製造販売業者にも連絡する。
- ・一般従事者は、消費者に対して、法令に定められた医薬品に関する情報提供を行わない。
- ・調剤された薬剤に関しては、医療安全管理指針等に定めたものと併せて対応する。

8. 医薬品情報等の収集と活用

- ・医薬品情報等の収集は、必要に応じ随時行う。なお、収集と活用については、医療安全管理指針等に定めたものと併せて実施する。
- ・情報の収集源として以下を利用する。
 - ①公文書等（関連法規の改正情報等を含む）
 - ②医薬品添付文書
 - ③医薬品卸業者並びに医薬品製造販売業者の担当者等
 - ④日本薬剤師会雑誌、専門雑誌等
 - ⑤ホームページ
- 日本薬剤師会、医薬品医療機器総合機構、医薬品製造販売業者、等
- ・入手した医薬品情報等は、薬剤師が評価した上で、薬局内での共有・活用を進めると共に、必要に応じ顧客への情報提供に利用し、併せて従業者へも周知する。また、指針や手順書の改訂等にも活用する。
- ・医薬品の安全性情報等、新たな情報を入手した際には、購入者等への情報提供の際に用いる資材を点検し、必要に応じて改訂を行う。
- ・関連法規の改正に関する情報については、従事者に対し速やかに伝達するとともに、必要に応じ、指針や手順書の改訂を行う。

9. 従事者に対する教育・研修

- ・当薬局では、①調剤された薬剤及び医薬品の情報提供、②調剤の業務に係る適正な管理の確保、③要指導医薬品、一般用医薬品と薬局医薬品の情報の提供、④医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理の確保、を目的とした教育・研修を実施する。
- ・上記の教育・研修等については、医療安全管理指針等で定めた研修計画と摺り合わせ実施する。
- ・教育・研修については、①薬剤師会主催等の外部の講習会・研修会への参加、②朝礼時の情報伝達、③連絡ノートを利用した情報伝達等で実施する。
- ・外部の講習会・研修会に参加した場合には、その内容等を記録し、3年間保存する。

10. 手順書の見直しについて

- ・薬局開設者は、関連法規の改正等に関する情報に基づき、必要に応じて本手順書の改訂を行う。

- ・ 薬局開設者は、従事者が業務手順書に基づいて業務を実施しているかを適宜確認する。その際、改善すべき点がある場合には、必要に応じて本手順書の見直しを行う。

- ・ 初版 年 月 日 作成
- ・ 2 版 年 月 日 作成
- :

作成者

承認者（薬局開設者）